

## 外来生物法に基づく防除又は鳥獣保護管理法に基づく捕獲等に関する留意事項

- 1 防除又は捕獲等に当たっては、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じる。また、現場においては、事前に関係地域住民等への周知に努めること。
- 2 防除又は捕獲等に当たっては、外来生物法又は鳥獣保護管理法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯すること。
- 3 箱わなを使用して捕獲する場合には、次の事項に留意すること。
  - (1) 使用する箱わなごとに、外来生物法又は鳥獣保護管理法に基づく防除のための捕獲である旨、実施者の住所、氏名（団体名）、電話番号、猟具の設置期間等を記載した標識の装着等を行う。
  - (2) 原則として、巡回点検を一日一回以上行うこと。捕獲をした場合は、いたずらに個体の損傷や衰弱をまねかないよう速やかに回収し、長期間放置することがないようにすること。
  - (3) 錯誤捕獲があった場合は速やかに当該個体を放獣すること。ただし、鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣の捕獲許可を得ている鳥獣にあつては、その許可内容に沿って適切に処置すること。
  - (4) 箱わなにエサを入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせないように適切に行うこと。
- 4 捕獲した個体を運搬する場合は、逃出しの防止及び安全のための適切な措置を講じること。
- 5 鳥獣保護管理法第 2 条第 9 項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第 55 条第 1 項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施すること。
- 6 鳥獣保護管理法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止又は制限された猟法による捕獲は行わないこと。
- 7 鳥獣保護管理法第 15 条第 1 項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法による捕獲は行わないこと。
- 8 鳥獣保護管理法第 35 条第 1 項で特定猟具使用禁止区域（銃器）として指定されている区域においては、銃器による捕獲は行わないこと。
- 9 鳥獣保護管理法第 36 条で危険猟法として規定される猟法による捕獲は行わないこと。
- 10 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第 38 条において禁止されている行為は行わないこと。
- 11 捕獲に使用した器具等は、使用后、速やかに消毒等を行うこと。